

隠岐の島町 **お知らせ便**

第355号（令和4年7月7日発行）
 発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

※新型コロナウイルス感染状況により、内容が変更となる場合があります。

掲載記事一覧

- ① 竹島土産品の開発を募集します！
- ② 犬・猫のマイクロチップの装着義務化について
- ③ 令和4年度甲種防火管理新規講習の開催について
- ④ 浄土ヶ浦お食事処営業開始について
- ⑤ 「隠岐の天然杉」講演会の開催について
- ⑥ 後期高齢者医療被保険者証の更新について

- ⑦ 国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）の更新について
 - ⑧ 国民健康保険限度額適用等認定証の有効期限について
 - ⑨ 住宅の入居者募集について
 - ⑩ 第1回隠岐の島町職員採用試験について
 - ⑪ 隠岐水産高校「海洋訓練」について
 - ⑫ 休日の当番医について
- 【別冊】
- ⑬ 海上保安学校及び海上保安大学校学生採用試験の実施について
 - ⑭ まめネットについて
 - ⑮ 「安部明子絵本原画展・貼り絵体験講座」の開催について
 - ⑯ 後見支援員養成研修受講者募集について
 - ⑰ eスポーツ&将棋体験会について
 - ⑱ 自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度について

① 竹島土産品の開発を募集します！

隠岐の島町総務課竹島対策室では、隠岐の素材を利用した、「竹島土産品」を開発及び販売することにより、本町の竹島問題に対する意識啓発と地域経済の活性化を目指します。

【参考】 竹島海鮮カレー



● 補助内容

商品開発等に対する補助20万円

経費の1/2補助

※予算の範囲内で支給

● 募集期間

令和4年7月7日（木）～

令和4年8月25日（木）

● 申請資格

隠岐の島町内の法人、団体、個人

● 申請要件

- ・商品に独自性があること
- ・竹島の特色を活かして差別化が図られていること

・複数年にわたり継続的に製造及び販売計画があること



QRコード

● 申請方法

所定の申請書に必要事項を記載のうえ、関係書類を添えて隠岐の島町役場総務課窓口まで郵送又はご持参ください。

● 補助要綱及び申請様式

事業のサイトをご覧ください。窓口までお越しください。

● 提出書類

①交付申請書②事業計画書

③収支予算書④その他必要書類

● 補助対象経費

謝金・旅費・材料費及び消耗品・使用料及び借り上げ料・通信運搬費・備品購入費・その他必要と認められる経費

● 審査

役場内にて審査会を開催し、決定します。

問 隠岐の島町役場総務課竹島対策室

TEL 2・2111

FAX 2・6005

② 犬・猫のマイクロチップの装着義務化について

●マイクロチップの装着と登録をいしましょう

この度、令和4年6月1日に「改正動物愛護法」が施行されることに伴い、販売される犬や猫へのマイクロチップ装着・登録が義務化となりました。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は、自分の住所や氏名、電話番号を登録する必要があります。

◆既に飼っている犬猫や、ブリーダーやペットショップ等の販売業者以外から譲り受けた犬猫については、マイクロチップの装着は努力義務となります。

◆次のことが義務化されます。

○ペットショップなど動物販売業者が犬または猫を販売する場合に、その犬または猫にマイクロチップを装着すること。

○犬猫にマイクロチップを挿入した場合は、飼い主の情報（氏名や住所等）及びペットの情報（犬種や毛色等）を登録すること。

○登録した情報に変更が生じた場合は、変更登録を行うこと。

○登録を受けた犬猫を取得した場合は、取得者が変更登録を行うこと。

○登録を受けた犬猫が死亡等した場合は、飼い主はその旨を届け出ること。

◆「犬と猫のマイクロチップ情報登録」への登録（または変更登録）には手数料が必要です。

【オンライン申請…300円
紙での申請…1,000円】

マイクロチップの登録については、左記のQRコードから行えます。犬と猫のマイクロチップ情報登録



●マイクロチップって何？

マイクロチップは、直径約2mm、長さ約8〜12mmの円筒形のガラスのカプセルで包まれた電子標識器具で、ペットの「迷子札」のようなものです。

生体適合ガラスで出来ています

ので、体内での安全性が確保されています。

それぞれのチップには、世界で唯一の15桁の数字が記録されており、この数字を専用の読取器で読み取ることが出来ます。

●マイクロチップの装着によるメリット

マイクロチップが装着されていることで、ペットの身元証明書となり、迷子や災害等で飼い主と離ればなれになっても、飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなります。

詳細につきましては、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録に関するQ&A」をご覧ください。

問 役場環境課
TEL 2・8565

③ 令和4年度甲種防火管理新規講習の開催について

隠岐広域連合消防本部において、甲種防火管理新規講習を次のとおり開催します。

時 令和4年10月6日（木）、7日（金）
（2日間の講習）

所 隠岐広域連合消防本部 2階講堂

●申込期間

令和4年9月1日から
令和4年9月20日まで

¥4,500円

詳細については、隠岐広域連合消防本部のホームページをご覧ください。お問い合わせてください。

問 隠岐広域連合消防本部 予防課
TEL 2・2307

④ 浄土ヶ浦お食事処営業開始について

布施地区では、7月2日（土）から8月28日（日）まで、浄土ヶ浦休憩所を活用し、浄土ヶ浦お食事処を営業いたします。

布施近海で採れた魚介類・海藻や地元の野菜を使って、おふくろの味を提供いたします。

海水浴やドライブ、観光に訪れた際にはぜひお越しください。

時 7月2日（土）～8月28日（日）
午前11時～午後3時

●定休日
毎週月曜日・火曜日

●盆休
8月13日（土）・8月14日（日）

問 隠岐の島町役場布施支所
TEL 7・4311

5 「隠岐の天然杉」講演会の開催について

隠岐ジオパーク推進機構では、全国で杉の遺伝子を研究している筑波大学津村義彦氏を講師にお招きして「DNA分析から見えてきた隠岐島天然スギと三瓶埋没林巨木スギの特徴について」をテーマに講演会を開催いたします。

日本でも貴重な杉の天然林が残っている隠岐について詳しく学びませんか？

〔内容〕

時 7月15日（金）18時～19時30分

所 役場1階町民ホール

¥ どなたでも無料で参加できます

対 30名（先着順）

締 7月13日（水）まで

申 問合先に事前にお申込ください

問 隠岐ジオパーク推進機構

TEL 2・1577（担当：立花）

6 後期高齢者医療被保険者証の更新について

■被保険者証の更新について

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日（日）となっています。

新しい被保険者証（黄色）は、7月11日以降に郵送でお届けします。また、窓口負担割合2割の導

入に伴い、今回郵送する被保険者証の有効期限は9月30日（金）となっております。10月1日以降に使用していただく被保険者証は9月中に郵送いたします。

■保険料に滞納がある方について

現在、後期高齢者医療保険料の滞納がある方については、被保険者証を送付いたしません。役場町民課国保年金係に来庁して更新手続きをしてください。

問 役場町民課国保年金係
TEL 2・8560

7 国民健康保険限度額適用等認定証の有効期限について

国民健康保険限度額適用等認定証の有効期限は、7月31日（日）までとなっています。

8月1日以降も必要な方は、7月25日以降に役場町民課国保年金係もしくは、各支所・出張所に被保険者証（兼高齢受給者証）と本人確認書類をご持参のうえ申請をお願いします。

問 役場町民課国保年金係
TEL 2・8560

8 国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）の更新について

■被保険者証（兼高齢受給者証）の更新について

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）の有効期限は、7月31日（日）となっています。

新しい被保険者証（兼高齢受給者証）は、7月19日以降に郵送でお届けします。

※70歳から74歳の方には負担割合が明記されています。

■国保税に滞納がある方について
現在、国保税に1年以上前の滞納がある方については、被保険者証（兼高齢受給者証）を送付いたしません。役場町民課国保年金係、または各支所・出張所に来庁して更新手続きをしてください。

問 役場町民課国保年金係
TEL 2・8560

9 住宅の入居者募集について

島根県住宅供給公社では次のとおり住宅の入居者を募集します。

●入居者を募集する住宅

〔公営住宅〕

①西郷地区

・要木団地：1戸（3LDK）

・いわいずみ団地：1戸（3DK）

〔特定公共賃貸住宅〕

②都万地区

・釜田団地：1戸（1DK）

・上那久団地：1戸（3DK）

締 7月7日（木）から7月22日（金）

午前8時30分から午後5時必着まで（土・日・祝日を除く）

申 入居を希望される方は、窓口で申込み用紙を請求し、必要事項を記入のうえ（書類をそろえて）提出して下さい。

問 島根県住宅供給公社 隠岐住宅管理事務所（隠岐の島町役場内2階）

TEL 3・1350

記号の説明

時＝日時

所＝場所

対＝対象・定員

申＝申し込み

内＝内容

問＝問い合わせ

¥＝費用・参加費

締＝締め切り

出＝出演・講師・指導

他＝その他

持＝持ち物

10 第1回隠岐の島町職員採用試験について

隠岐の島町役場では令和4年度第1回職員採用試験を実施します。

●募集職種と採用予定人員

- 一般事務 若干名
- 土木技師 若干名
- 保育士 若干名
- 保健師 若干名
- 調理員 若干名

●受験資格

次の条件に該当する方が受験できます。

【一般事務】

平成4年4月2日から平成17年4月1日迄に生まれた方

【土木技師】

昭和62年4月2日から平成17年4月1日迄に生まれた方

【保育士】

昭和62年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する方。又は令和5年3月31日迄に当該資格を取得する見込みの方。

【保健師】

昭和57年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有し、令和4年4月1日現在で保健師として5年以上の勤務経験を有する方。

【調理員】

昭和62年4月2日から平成17年4月1日迄に生まれた方

●試験日、試験会場及び試験内容

【第一次試験】

- ①試験日 令和4年9月18日(日)
- ②試験会場 島根県民会館(松江市)

- ③受付時間 午前9時15分から9時45分まで
- ④試験内容

「一般事務」教養試験(高卒程度)・職場適応性検査

「土木技師」教養試験(高卒程度)・専門試験(土木)

「保育士」教養試験(高卒程度)・専門試験(保育士)

「保健師」教養試験(高卒程度)・職場適応性検査

「調理員」教養試験(高卒程度)

【第二次試験】

- ①試験日 令和4年10月30日(日) 予定
- ②試験会場

隠岐の島町役場(隠岐の島町下西78番地2)

- ③受付時間 午前8時15分から
- ④試験内容

作文試験・面接試験

●受験手続

- ①申込用紙の請求及び提出先 〒685-8585

隠岐の島町下西78番地2
隠岐の島町役場総務課職員係
電話 2・2111

②受付期間

令和4年7月12日(火)から令和4年8月12日(金)まで

※土日祝日を除く平日

※郵送の場合は、8月12日(金)の消印分まで有効とし受け付けます。

※島外の方などで郵送で申込用紙を請求する場合は、8月5日(金)到着分まで受け付けし郵送します。

●採用

原則、令和5年4月1日以降に採用します。

問 隠岐の島町役場総務課職員係
TEL 2・2111

11 隠岐水産高校「海洋訓練」について

隠岐水産高等学校の伝統行事海洋訓練(カッター漕艇)を、1年生を対象として行います。付近を航行する船舶は安全運航にご協力をお願いします。

尚、天候により訓練海域が変更になる場合もあります。

時 7月16日(土)・18日(月)
所 西郷湾周辺、大久方面、加茂方面

問 隠岐水産高校(総務部)
TEL 2・1526

12 休日の当番医について

7月の日曜・休日の当番医院は左記のとおりです。

当番日	当番医院	連絡先
10日(日)	高梨医院	2・0049
17日(日)	宇野内科医院	2・2572
18日(月)	半田内科クリニック	2・6280
24日(日)	高梨医院	2・0049
31日(日)	高梨医院	2・0049

※当番表については隠岐広域連合のホームページでもご覧になれます。

※在宅当番医制度は、当番医院を決めて、休日に救急患者の対応をするもので、隠岐の島町では3つの医院が救急対応をしています。休日の救急受診が必要ときは、当番医院を受診しましょう。

※受付時間は午前7時から午後7時までです。

※受診の際は、事前に当番医院に連絡してから受診しましょう。

隠岐広域連合 総務課
6・9150

隠岐の島町 お知らせ便 355号

令和4年
7月7日発行

別冊

⑬ 海上保安学校及び海上 保安大学校学生採用試 験の実施について

海上保安庁では、海上保安学校及び海上保安大学校の学生採用試験を次のとおり実施します。

【海上保安学校】

●受付期間

令和4年7月19日（火）から
令和4年7月28日（木）まで

（当日受信有効）

※受験申込みは、インターネット
により行ってください。

●試験日（一次試験）

令和4年9月25日（日）

●最寄試験会場・鳥取県米子市

●採用後は、海上保安学校（京都府舞鶴市）にて、1年間又は2年間の修学の後、配属先の巡視船等で勤務します。

●受験資格

（1）令和4年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者及び令和5年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

（2）高等専門学校の第3学年の課程を修了した者であって、令和4年4月1日において当該課程を修了した日の翌日から起算して12年を経過していない者等人事院が（1）に掲げる者と同等の資格があると認める者

【海上保安大学校】

●受付期間

令和4年8月25日（木）午前9時から令和4年9月5日（月）まで（当日受信有効）

※受験申込みは、インターネットにより行ってください。

●試験日（一次試験）

令和4年10月29日（土）及び
10月30日（日）

●最寄試験会場・鳥取県米子市

●採用後は、海上保安大学校（広島県呉市）にて、約4年間の修学の後、配属先の巡視船等で勤務します。

●受験資格

（1）令和4年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を

経過していない者及び令和5年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

（2）高等専門学校の第3学年の課程を修了した者であって、令和4年4月1日において当該課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び令和5年3月までに当該家庭を終了する見込みの者

（3）高等学卒業程度認定試験に合格した者であって、令和4年4月1日において当該試験に合格した翌日から起算して2年を経過していない者等人事院が（1）に掲げる者と同等の資格があると認める者

問 第八管区海上保安本部総務部人事課

TEL 0773・76・4100

インターネット申込専用アドレス



採用試験の詳細は、海上保安庁のホームページにも掲載しています。

⑭ まめネットについて

まめネットとは…

『まめネットカード』をお持ちの県民の皆さんの医療や介護の情報を県内の様々な機関で共有するネットワークです。病院・診療所間のカルテ情報の共有や主に訪問系サービスを提供する事業所間での情報共有を行っています。

これにより、医療や介護のサービスがスムーズに受けられることができ、ご本人やご家族の負担を軽減することが出来ます。

○このような方におすすめです
・複数の医療機関を受診されている方
・持病、アレルギーをお持ちの方
・小さなお子様、高齢の方
・複数の薬の処方を受けている方
・在宅で訪問系サービスを受けている方

問 NPO法人しまね医療情報ネットワーク協会

TEL 0853・22・8058

15 「安部明子絵本原画展・貼り絵体験講座」の開催について

隠岐の島町図書館では「安部明子絵本原画展」と関連イベント「わくわく！貼り絵体験講座」を次の通り開催します。

【安部明子絵本原画展】

時 展示期間

前期…『かわからのおくりもの』
7月20日(水)～8月14日(日)

後期…『ぼくのやぎ』
8月18日(木)～9月17日(土)

所 図書館 展示コーナー
雑誌コーナー

内 都万在住の絵本作家・安部明子さんの絵本『かわからのおくりもの』『ぼくのやぎ』の原画と、その他の作品を展示します。懐かしいふるさとの情景が繊細な貼り絵で表現されています。ぜひご覧ください。

【わくわく！貼り絵体験講座】

時 7月23日(土)午後2時～4時

所 図書館研修室

内 安部明子さんと一緒に、貼り絵で暑中見舞いのハガキを作ります。対象は小学生から大人の方です。どうぞお気軽にご参加ください。

対 10組

※事前に申込みが必要です。

締 7月21日まで

問 隠岐の島町図書館

TEL 2・2341

16 後見支援員養成研修受講者募集について

認知症になっても寝たきりになっても、自分らしく生きていきたい。「成年後見制度」は、そんな願いを支援する制度です。

本研修は、隠岐の島町社会福祉協議会が法人として担う後見業務の一部に従事いただく方々を養成することを目的に開催します。お気軽にご参加ください。

時 7月28日(木)

午前10時30分～午後2時30分

7月29日(金)

午前10時～午後4時

所 隠岐の島町社会福祉センター

対 後見業務に関心があり、隠岐の島町在住の方・30名(先着順)

※受講は無料ですが、社会福祉協議会まで申込みが必要です。(電話、FAX、メールで受け付けます。受講者名・住所・連絡先をお伝えください。)

締 7月22日(金)

問 隠岐の島町社会福祉協議会

TEL 3・1303(直)

17 eスポーツ&将棋体験会について

(公財) 隠岐の島町教育文化振興財団では、次の通りイベントを実施致します。

● eスポーツ体験会

時 8月3日(水)～7日(日)

午前9時～午後12時

内 大ホールの巨大スクリーンを使用したeスポーツの体験会を実施致します。

※日程によって実施内容が異なります。詳しくはHPもしくはチラシをご覧ください。

所 隠岐島文化会館 大ホール

¥ 無料(要申込)

● 将棋体験会

時 8月3日(水)～7日(日)

午後2時～午後4時

内 日本の伝統的な遊び「将棋」の体験会を実施致します。初心者の方はルールから指導、経験者の方も自由に対戦できます。詳しくはHPまたはチラシをご覧ください。

所 隠岐島文化会館 娯楽室・保養室

¥ 無料(要申込)

問 隠岐島文化会館

TEL 2・0237

18 自筆証書遺言書の保管制度について

「法務局 大事な遺言書 預かります」

遺言とは、自分の大切な財産を確実に託すために行う、遺言者の意思表示です。遺言がないために、相続を巡り親族間で争いが起こることも少なくありません。遺言を残すことは、このような状況を防ぐための最適な方法といえます。しかし、遺言者が自書して作成した自筆証書遺言書の場合、遺言者の死亡後、相続人等に発見されないなどの問題が指摘されております。

そこで、法務局では、令和2年7月10日から、遺言者が自書した自筆証書遺言書を保管する制度を開始しています。大切な遺言を保管する方法として本制度をご活用ください。

なお、保管申請の手続等は事前予約制により行っていますので、詳しくは、左記までお問合せください。

問 松江地方法務局 西郷支局

TEL 2・0240